

2026 年度 高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編

申 込 要 領

2026年9月

内容:

- I. 事業の目的
- II. サービス概要
- III. 支援対象
- IV. 申込方法
- V. 審査
- VI. 支援
- VII. お問い合わせ

I.事業の目的

「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」は、高度外国人材の活躍推進を目的に、関係省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして、2018年12月25日にJETROに設置された枠組みです。本プラットフォームは、(1)高度外国人材受入れ施策の有機的連携、(2)我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等のポータルサイトを通じた情報発信及び企業や高度外国人材・外国人留学生からの問い合わせに対するワンストップサービスの提供、(3)外国人採用を検討する企業に対する伴走型支援を推進することを目的にしています。

「高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編」では、情報不足や社内の合意形成の課題から、まだ具体的な採用活動に踏み切れていない企業を対象に伴走型支援をご提供するサービスです。本サービスでは、高度外国人材に関する情報収集や社内での環境作りを目的に、JETROの専任コーディネーターとの個別面談、高度外国人材雇用に関する基礎知識セミナー、専門家によるアドバイスなどを通じて、採用に向けた第一歩をサポートします。

II.サービス概要

1. サービスの前提

「高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編」は、「高度外国人材」の活躍推進を目的としたプログラムです。日本企業への就労を希望する外国人材であっても、在留資格が技能実習、育成就労、特定技能などの場合は、支援の対象にはなりません。また、JETROが外国人材の就労の斡旋をすることはありません。

2. 高度外国人材の定義と支援方法

(1) 高度外国人材の定義

本サービスでは次の①～③を同時に満たすものを高度外国人材と定義して活躍推進を支援します。

- ① 在留資格「高度専門職」と「専門的・技術的分野」に該当するもののうち、原則、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」に該当するもの
- ② 採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの
- ③ 日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有している

※本サービスでは、上記に定義する高度外国人材以外の人材については支援対象となりません。

(2) 支援の方法

本サービスに採択された場合は、高度外国人材活躍推進コーディネーターが各企業のニーズに合わせて、以下の2つの段階に分けて伴走支援を提供します。

① 【なぜ高度外国人材かを検討】

自社が求めている人材が「高度外国人材」に該当するかを確認し、採用に取り組むべきかどうかを検討する

② 【採用戦略の策定】

自社内における高度外国人材の採用目的の明確化および希望する人材像の設定

3. 「高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編」で提供できるメニュー

- ・ 「高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編」の選考により採択された企業（以下「採択企業」）には、高度外国人材活躍推進プラットフォームの趣旨を踏まえ、高度外国人材の活躍推進に精通したジェトロの専任コーディネーターが、オンライン面談を通じて、高度外国人材の採用戦略を支援します。
- ※支援の具体例につきましては、外部専門家(スペシャリスト)による個別相談会、セミナーなど支援イベントの案内等です。
- ・ 必要に応じ、専門分野での個別相談支援その他のジェトロの支援サービス及び他の参加機関のサービスに取り次ぎます。

4. 採択企業の費用負担

原則無料

※ 本サービスでは費用助成等の支給は行いません。

5. 支援期間

支援期間は、採択後に、採択企業、ジェトロの専任コーディネーターで協議のうえ、原則2027年 3月31日までの範囲内で設定します。ただし、次の場合、設定した支援期間の途中であっても支援を終了します。

- ① 支援期間中に、所定の目標を達成したとジェトロが判断したとき。
- ② 申込要件から外れたときなど、採択企業の状況が変化したとき。
- ③ 「2026年度高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編 応募・利用条件」の内容に違反したとき。（例：グループ会社含め法令違反等の行為が見られたとき）
- ④ 解散、消滅等、支援企業の事業継続が困難と判断されるとき。

※本事業は2026年度のサービスであり、2027年度以降のサポートの有無・サービス形態・申込条件についてはお約束するものではありません、予めご了承ください。

Ⅲ. 支援対象

1. 支援の対象となる企業

高度外国人材の活躍推進を目指し、かつ、有料職業紹介事業を営まない企業が対象となります。規模や業種に制限はありません。但し、支援対象企業は審査を経て決定しますので、業種・規模の要件等が合致する場合でも、必ずしも審査通過を保証するものではありませんのでご注意ください。

2. 支援の対象とならない企業

(1) 支援の対象とならない企業、および事例

以下の要件に該当する企業は支援対象になりません。

- ① 株式会社・有限会社・合同会社として登記されていない企業
- ② 有料職業紹介免許を有し、直近3年間で有料職業紹介の実績がある企業もしくは、有料職業紹介免許の取得を申し込み時点で予定している企業
- ③ 高度外国人材の採用が、最初から海外現地法人(日本国外)に限定されている場合
- ④ 外国人材の採用対象が高度外国人材以外の場合や雇用形態が正社員でない場合
(例えば在留資格が特定技能、技能実習、育成就労などは支援対象になりません。自社が求める人材が高度外国人材であるか、それ以外の在留資格になるかの判断がつかない場合は、本サービスを通じて在留資格に関する知識を深めていただき、今後の採用戦略に活かしていただくことでサービス利用が可能です)
- ⑤ 自社ではなく別法人での雇用を想定している場合
- ⑥ グローバルサウス諸国出身者の採用・育成定着に関心がない場合
- ⑦ 2026年度「高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援」にて支援中の企業
- ⑧ 2026年度「グローバルチャレンジコース事業」にて支援中の企業

(2) 支援の対象とならない可能性がある企業、および事例

以下の要件に該当する企業は支援の対象とならない場合があります。

- ① 採用するために十分な財務基盤・組織体制を持たない企業
- ② 支援申込企業と実際に支援を受ける企業が異なる場合(グループ会社等の別法人で雇用する場合は、法人ごとにお申し込みください)
- ③ 自社ウェブサイトを持たない企業

3. 依頼事項

(1) 協力

本サービスに採択されますと以下の分野で協力をお願いすることになります。

- ① 本サービスの担当者を決定し、JETROからの問い合わせ等に迅速にご対応いただけること。
- ② 支援による進捗と成果把握のために、支援期間中及び支援期間終了後一定期間、JETROが実施する調査等にご回答いただくこと。
- ③ 本サービスの進捗と成果について対外的に配布する報告書への掲載が可能であること。
- ④ 上記の報告書について、国、地方自治体、関係機関、他の企業などを対象に、講演・配布資料等の形で情報提供する可能性をご理解いただくこと。
- ⑤ 登録事項に変更がある場合は、速やかにJETRO高度外国人材課もしくは担当の専任コーディネーターに連絡すること。

上記の点についてご協力頂けない場合は、支援期間途中でも支援を中止させていただく場合がございます。

(2) 法令遵守

採択企業又はその役員もしくは従業員は、次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為及び公序良俗に反する行為を行っていないこと、またその疑いがないこと。
- ② 国の補助事業に関する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に違反していないこと、また関係省庁の命令に違反していないこと。
- ③ 反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。

(3) 企業には、本申込要領及び「2026年度高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編 応募・利用条件兼同意書」の内容をご理解・ご承諾いただくことが必要です。

※「2026年度高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編」 応募・利用条件兼同意書」は本申込要領と一体をなすものです。本申込要領に記載されていない免責事項、秘密保持・個人情報保護等の記載もありますので、必ずお読みください。

IV. 申込方法

1. 申込書類等

(1) オンライン登録: 専用ページからお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/services/nyumonhen.html>

2. 申込方法

本申込要領および「2026年度高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編 応募・利用条件兼同意書」に記載の事項を確認いただき、ご同意いただいた上で、上記URLの申込フォームより必要事項をご登録ください。

- ✓ 申込フォームは入力開始後、2時間以上「確認」ボタンがクリックされなかった場合、セッションタイムアウトとなりデータが無効となります。登録事項を一通りご覧いただき、事前に下書きや添付書類をご準備のうえ、必要事項を入力・登録ください。
- ✓ 留意点
 - ① オンライン登録をもって申込があったものとみなします。なお、当該書類等の提出後、採否決定までに申込を辞退される場合は、その旨をメールでご連絡ください。
 - ② オンライン登録後、「V. 審査」にご対応をいただけない場合には辞退と見なす場合があります。
 - ③ ご提出いただいたオンライン登録の内容については、JETROが定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱うものとします。
 - ④ 本申込に関して生じた経費は企業負担でお願いいたします。

3. 申込期限

予定件数(50社を予定)に達し次第、受付を終了します。

V. 審査

1. 審査

(1) 審査基準

前記「Ⅲ. 支援対象」のほか、次の事項にもとづき審査いたします。

高度外国人材採用に向けた検討活動・準備に取り組む意思があること。

※本事業ではいわゆる技能実習制度に基づく受け入れや特定技能は対象外としております。

※上記に加え、ジェトロの実施体制等を含め、総合的に勘案いたします。

(2) 審査方法

上記の審査基準にもとづき、次のとおり審査のうえ採否を決定いたします。

なお、企業の都合により審査を早めることは致しかねますので併せてご了承ください。

① 書類審査(一次審査)

・オンラインでのお申し込みを頂き次第、申請内容にもとづき審査いたします。

・オンライン申し込み時の内容に関して不明点がある場合は、ジェトロより問い合わせする場合がございます。

② 採択の場合

審査を通過した企業には、概ね3週間程度で採択通知書をメールにて通知いたします。

③ 不採択等の場合

審査の結果、不採択となる場合、申込内容を勘案し、その他のジェトロの支援サービス及び他の支援機関のサービス等をご案内させていただきます。

・上記のご案内ができない場合、その旨連絡いたします。

・不採択の理由や審査の過程の開示は致しかねます。

VI. 支援

1. 支援方法および注意点

採択企業については、次のとおり支援を行います。

- ① 採択企業、専任コーディネーターでキックオフ・ミーティング(初回オンライン面談)を実施し、支援内容、支援期間について確認し、計画の策定を行います。
- ② 専任コーディネーターが定期的に電話・メール等でアドバイスします。
専任コーディネーターが、必要に応じて、支援サービス(ジェトロ及び他機関実施のもの)に取り次ぎます。
- ③ 支援活動のレビューを実施し、必要に応じて支援の見直しを行います。

【留意事項】

1. 専任コーディネーターは、高度外国人材の採用、受け入れ、育成、定着に係わる知見に基づき、助言及び情報提供等のコンサルティング等の支援を行います。なお、専任コーディネーターや外国人採用に精通した専門家(スペシャリスト)は、法律行為、事実行為の遂行など委任又は請負とみなされる行為、その他の助言・情報提供等の範囲を超えた行為を承ることはできません。また、予算の制約等の理由により、支援メニューの一部(出張での対応等)を制限することがあります。
2. ジェトロは、できる限り正確な情報と有用なサービスを提供するよう努力しております。しかし、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認並びに本サービスの採否、特に特定個人を自社に採用するにあたっての最終的な判断は、採択企業の責任と判断で行っていただきます。
3. 専任コーディネーターは原則国内に在住し、高度外国人材に係わる助言・情報提供等を行います。ただし、支援の段階の変化や、ジェトロ都合等による期間中の専任コーディネーターの交替の可能性があります。
4. 本サービスは、日本国内における高度外国人材採用を検討する企業を対象に、ジェトロより情報提供を通じた支援を提供するものです。以下のようなケースは支援対象外ですので、予めご確認ください。
 <対象外となる例>
 - 現地法人の求人方法について相談したい (※本サービスは日本法人が対象です)
 - 外国人材を紹介して欲しい (※ジェトロは外国人材個人の紹介は行いません)
 - 特定技能や技能実習制度について教えてほしい (※本サービスは高度外国人材が対象です)

2. 秘密保持・個人情報保護方針

ジェトロ、専門家、及び企業（採択企業を含む。以下同じ。）は、書面、口頭その他方法の如何を問わず、当事者のいずれか から開示された又は本サービスを実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の一切の知識及び情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として扱うものとし、事前に開示した当事者又は情報の保有者の承諾を得ることなく、秘密情報を本サービスの実施以外の目的に使用し、又は「高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編 応募・利用条件兼同意書」第9項ないし第10項の場合を除き第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- （1）開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後、開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
- （2）開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- （3）開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
- （4）開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- （5）開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- （6）法律の強制力を伴い裁判所又は官公庁により開示を要請された情報
- （7）関係先の紹介と面談アレンジを行うため必要な範囲でジェトロ又は専門家が関係先に開示する情報

本サービスに関わる個人情報は、本サービスの実施、関連サービスの案内及び調査などに利用します。また、その取り扱いについては、ジェトロが定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。ジェトロの個人情報保護方針については(<http://www.jetro.go.jp/privacy/>)をご覧ください。

VII. お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）
知的資材部高度外国人材課
高度外国人材採用に向けた準備支援プログラム 入門編 担当：唐澤、濱本、環

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

【E-Mail】

CDR-Support@jetro.go.jp

【電話番号】

03-3582-4941（9:00～12:00、13:00～17:00（土日、祝祭日を除く））